

本会議における質疑のあり方について

【大綱質疑の現状】

○定例会2・3・4日日本会議において初日本会議提出案件に対する質疑及び一般質問をあわせて実施。平成25年5月定例会からは、5月、11月定例会において、議案審議の場と一般質問の場を区別して設け、議案質疑ののち、一般質問を行っている。

人数制限	なし
持ち時間	会派は40分×会派構成議員数以内、会派に属さない議員は40分以内 ※ただし答弁時間を含む
質疑順序	会派(所属議員の多い順)、会派に属さない議員の順 ※2巡目以降これを繰り返す ※所属議員が同数の会派があるときは、議運で協議して順序を決定

○本会議における質疑は、平成24年8月定例会から一問一答方式を導入し、傍聴者にも議論の状況がわかりやすくなった一方で、委員会における詳細な質疑とのすみ分けが余りされていない状況となった。

【正副座長案】

○大綱質疑は、委員会審議とすみ分けることを重視し、より大綱的な質疑を中心に行うため、2月、8月定例会については、会派を代表して行う「代表大綱質疑」の場と「その他大綱質疑」の場を区別して設け、代表大綱質疑ののち、その他大綱質疑を行う。なお、代表大綱質疑については、予算・決算議案に限り総括的な質疑を行うこととする。

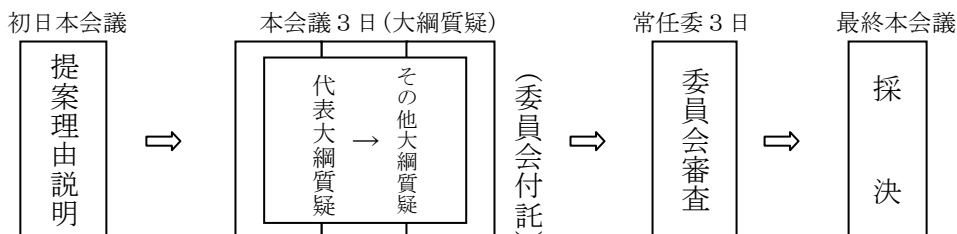
※同一議員が、代表大綱質疑とその他大綱質疑の両方を行うことは不可とする。

※2日目の議運では、代表大綱質疑・その他大綱質疑ごとに発言者名・発言予定時間を通告する。

	代表大綱質疑	その他大綱質疑
人数制限	各会派から1名	なし
持ち時間	会派は40分×会派構成議員数以内、会派に属さない議員は40分以内 ※ただし答弁時間を含む	
質疑順序	所属議員の多い会派順 ※所属議員が同数の会派があるときは、議運で協議して順序を決定	会派(所属議員の多い順)、会派に属さない議員の順 ※2巡目以降これを繰り返す

○5月、11月定例会は、これまでどおりの審議方法とする。

<2月、8月定例会イメージ>



<5月、11月定例会(現行どおり)>

